

令和2年度 長岡市 保育料徴収基準額表(月額)

Table with 4 columns: 階層区分, 階層の定義, 3歳未満児保育料(円) - 保育標準時間, 3歳未満児保育料(円) - 保育短時間. Rows include A (生活保護世帯), B1/B2 (市民税非課税世帯), C1/C2 (市民税均等割のみの世帯), and D1-D15 (市民税所得割).

【ひとり親又は在宅障害児（者）のいる世帯等の場合】

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

この控除前の金額が77,101円未満または控除後の金額が31,501円未満の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。

上記のいずれにも該当しない世帯については、兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料となります。（別々の施設に入園している場合も含めて数えます。）

【上記以外の世帯の場合】

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

この控除前の金額が57,700円未満または控除後の金額が12,100円未満の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。

また、市民税均等割のみの世帯（C2階層）の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。上記のいずれにも該当しない世帯については、兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料となります。（別々の施設に入園している場合も含めて数えます。）

※D7～D9階層について、市が定めた保育料が国の定める徴収基準額を超える場合、金額が変わる場合があります。対象者には市から別途ご連絡します。

注 意 事 項

- 「市民税所得割」の額は入園児童の父母（内縁の同居者含む。）の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母（同居の場合のみ）の市民税も合算となる場合があります。
- 月途中で入退園した場合は、入退園した日から日割により保育料を計算します。
- 保育料を算定する市民税は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の税額控除（調整控除は除く）を控除する前の税額で算定します。
- 3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とします。
- 3歳未満児の保育料には給食費を含みます。

【参考】市民税額の確認方法（以下は長岡市の市民税決定通知書の様式です）

＜特別徴収（給与天引）の場合＞ 市民税の決定・変更通知書 ※緑色横長の用紙で、事業所を通じて交付されます（5月～6月ころ）

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用). Includes tax calculation forms with callouts: '市民税は、所得割額⑥又は均等割額⑦の欄をご覧ください。' and '※ただし、住宅借入金等特別控除等がある場合は、控除前の金額での判定となりますので、通知書の額とは一致しないことがあります。'

＜普通徴収の場合＞

市民税の決定・変更通知書

※枠が青色で、キリトリ線の入った用紙です。左下に1～5の番号が付されています

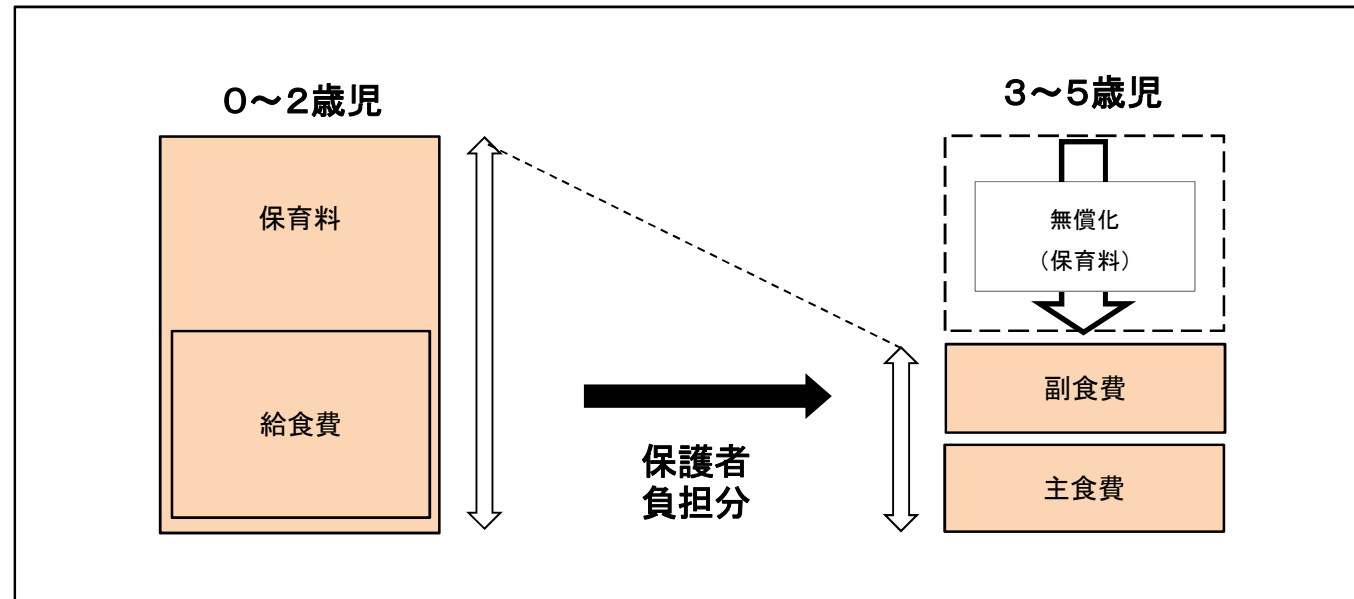
※自営業者・個人事業主などは、6月中旬以降、郵送等で送付されます。

通知書番号, 氏名, 更正理由等, 所得金額, 所得控除金額, 課税所得金額, 市民税, 均等割, 充当額, 株式等還付. Includes a callout: '市民税は、4枚目の所得割又は均等割の欄をご覧ください。 ※ただし、扶養親族がいる場合や住宅借入金等特別税額控除等がある場合は上記同様です。'

給食費についてのお知らせ（3～5歳児）

3～5歳児クラスの方は保育料が無償となりますが、食事に関する費用（給食費＝主食費＋副食費）については、無償化後も引き続き保護者の皆様にご負担していただくこととなります。

これまで保育料に含まれていた給食費が、主食費（ごはんやパンなど）と副食費（おかずやおやつ）に分かれ、それぞれが実費負担となります。（下図参照）



※インフルエンザ等で欠食した場合の給食費の取り扱いについては、各園によって異なります。在園している園にお問い合わせください。

○副食費の免除について

※以下の条件に該当する方は、副食費が免除になります。

- ・年収360万円未満相当世帯
- ・小学校就学前の子から数えて3人目以降の子

（1号認定児の場合は、小学3年生までの子から数えて3人目以降の子）

※副食費免除の決定については、後日決定通知を配布しますので、ご確認ください。

（市民税額に基づいて決定するため、9月に見直しを行います）

※主食費は、免除はなく全員から徴収します。

（主食のみご家庭から持参していただく保育園等もございます。）

○給食費の納付方法について

各園によって納付方法が異なります。在園している園にお問い合わせください。

令和2年度 保育料のお知らせ

長岡市では、子育て中の皆さまを経済的に応援するため、保護者の方にご負担いただく保育料を国が示す基準より3割程度軽減しています。今後とも、安心して子育てができるまちの実現に向けて保育の充実に努めますので、期限内の保育料の納入についてご協力をお願いいたします。

○保育料の納入について

保育料の納付先及び納期限は以下のとおりです。

【認可保育園を利用する場合】

納付先：市

期 限：毎月末日（末日が土日祝日の場合は次の平日）（下表のとおり）

月別	納期限(口座振替日)	月別	納期限(口座振替日)
4月分	令和2年 4月30日(木)	10月分	令和2年11月 2日(月)
5月分	令和2年 6月 1日(月)	11月分	令和2年11月30日(月)
6月分	令和2年 6月30日(火)	12月分	令和2年12月28日(月)
7月分	令和2年 7月31日(金)	1月分	令和3年 2月 1日(月)
8月分	令和2年 8月31日(月)	2月分	令和3年 3月 1日(月)
9月分	令和2年 9月30日(水)	3月分	令和3年 3月31日(水)

※残高不足による再振替はできませんので、振替日前に残高をご確認ください。

【施設型幼稚園、認定こども園及び地域型保育施設を利用する場合】

納付先：各施設

期 限：各施設から指定された日

○保育料の決定基準について

4月～8月分の保育料は平成31年度市民税（平成30年分）、9月～翌3月分は令和2年度市民税（平成31年分）の税額を基に決定します。9月分からの保育料については見直しを行い、金額又は階層が変更となる方にのみ「保育料変更決定通知書」を発送する予定です。

なお、世帯状況や税額の変更があった場合は、随時、保育料の見直しを行います。

○在宅障害者（又は障害児）のいる世帯について

障害者手帳をお持ちの方等（※）と同居されている場合で、保育料徴収基準額表の要件にあてはまる場合は保育料が軽減されます。（施設に入所している方は、在宅とみなしません。）

審査に必要となりますので、直近の手帳等のコピー（該当者の氏名、階級、取得年月日が確認できる部分）を提出してください。原則として、提出のあった翌月から軽減が適用されます。

※障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者が対象です。

○寡婦（夫）控除のみなし適用について

未婚の（婚姻歴のない）ひとり親で、以下のすべてに該当する世帯は、戸籍全部事項証明を提出していただくことにより保育料が減額される場合があります。申請方法等の詳細については保育課へお問い合わせください。

- ①生計を同じくする子ども（合計所得金額38万円以下）がいる
- ②①の子どもが、他の人の配偶者控除、扶養控除となっていない
- ③父の場合は、合計所得金額が500万円以下である

なお、これは長岡市の保育料決定に限り、独自に寡婦（夫）控除のみなし適用するものであり、市民税や所得税、その他の利用者負担額等に影響するものではありません。

お問い合わせ先

〒940-0084 長岡市幸町2-1-1 さいわいプラザ4階
長岡市教育委員会 保育課入園窓口係
電話：0258-39-2219